甲午改革期以後の朝鮮における權力構造について

糟谷憲一

はじめに
一　分析の對象と方法
二　甲午改革期における政權上層部の黨派別姓氏別構成
三　露館播遷期における政權上層部の黨派別姓氏別構成
四　獨立協會改革運動期における政權上層部の黨派別姓氏別構成
五　皇帝專制期における政權上層部の黨派別姓氏別構成
おわりに

はじめに

朝鮮王朝中期、一五七五年の黨爭の開始以降における諸政權の權力構造、とくに政權上層部の構成のあり方は黨派と門閥という二つの要素によって規定された。このことは王朝の滅亡まで續いたことである。したがって、政局の大きな變動によって時期區分した上で、各時期における政權上層部の黨派別姓氏別構成を明らかにすることは、政權の性格と政治過程を考察する前提であり、きわめて基礎的な研究といえる。

筆者はこれまで、一九世紀の朝鮮における權力構造を明らかにすることをめざして、大院君政權期（一八六四年一月～一

八七三年一二月)[1]・閔氏政權期(一八七三年一二月〜一八九四年七月)における政權上層部の黨派別姓氏別構成を分析してきた。分析の結果、得られた結論は、大づかみに言うと、次の二點である。

㈠ 大院君政權期には、弱小黨派である南人・北人の登用が圖られたが、議政・判書就任者數においては老論は五六・八%を占め、老論の優位は搖るがなかった。一九世紀初めから半ばにかけて權力を握った外戚家門、老論の安東金氏の勢力を抑えることも圖られたが、外戚家門の勢力は維持された[2]。

㈡ 閔氏政權期には、新たな外戚家門である老論の驪興閔氏の勢力が急速に增大し、老論優位體制は極大に達した[3]。閔氏政權後半期(一八八四年一二月〜一八九四年七月)の議政・判書就任者總數は一三一名であるが、その黨派別構成は老論九六、少論二二、南人六、北人四、宗室三であり、比率を計算すると老論七三・三%、少論一六・八%、南人四・六%、北人三・一%となった。政權の最上層部の議政・判書就任者において老論は七割以上を占めるに至ったのである。議政・判書就任者の姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏一二、老論の全州李氏一一、老論の安東金氏八、老論の光山金氏六、老論の豐壤趙氏五、老論の楊州趙氏四、老論の靑松沈氏四というように、老論が上位六位までを獨占した[4]。

以上のような大院君政權期・閔氏政權期の政權上層部の構成に關する分析に續いて、一八九四年七月の閔氏政權倒壞・開化派政權成立から一九〇四年二月の日露戰爭開始直前までの時期における政權上層部の構成を分析することが、本稿の課題である。

一八九四年七月の日本軍による王宮占領によって、閔氏政權は倒され、代わって開化派政權が成立し、開化派政權の下で一八九六年二月までの間に廣範な範圍に及ぶ內政改革(甲午改革)が實施された。しかし、一八九六年二月の王(當時の正式呼稱は大君主)のロシア公使館避難(露館播遷)の結果、開化派政權は倒され、親露派中心の政權が成立し、甲午改革は挫折した。續いて、一八九六年七月に結成された獨立協會が一八九八年に反露鬪爭・國政改革運動を展開したが、皇帝

高宗[5]と守舊派勢力によって彈壓・解散させられた。獨立協會の支會が解散させられた一八九九年一月以降は、皇帝に權力が集中し、皇帝と宮中に基盤を置く側近勢力が、日露の對立がしだいに深まる中で獨立維持のための諸政策を展開した。

以上のような內政の推移をふまえて、甲午改革期以後を四つの時期に區分して、それぞれの時期において政權上層部の黨派別姓氏別構成はどのように變遷したのかを明らかにし、閔氏政權期と比較して、その特徵はどこにあるのかを檢討することとする。その際、甲午改革によって設置された宮內府の機構が擴大し、上層の官職を多く設置したことが果たした役割について、宮內府上層部の黨派別姓氏別構成の分析を通じて考察することとしたい。また、一八九九年に設置された統帥機關である元帥府についても、その黨派別姓氏別構成について分析し、その役割について檢討したい。

一　分析の對象と方法

（一）　甲午改革期以降における政權上層部の範圍

閔氏政權期以前の政權上層部は、議政府及び六曹（吏曹・兵曹・戶曹・禮曹・刑曹・工曹）の堂上を中心としていた。甲午改革の重要な一環として、新しい行政機構が創出され、また敕任官・奏任官・判任官の制度が導入され、官等が定められることによって、政權上層部の範圍も從來とは異なった形で示されることとなった。

一八九四年七月二七日に金弘集が領議政に就任するとともに、軍國機務處が設置されて改革を立案し推進した。八月一五日實施の官制改革によって、一五世紀初め以來の議政府・六曹を中心とした體制に代えて、議政府と八衙門（內務・外務・度支・軍務・法務・學務・農商・工務）を中心とした新體制を發足させた。また首都の警察行政を擔當する機關として、從來の左邊・右邊捕盜廳に代えて警務廳を置いた。さらに宮中の事務を管掌する機關として宮內府を新設した。この官制改革と同時に、敕任官・奏任官・判任官の制度が導入され、政權の上層部の官職は敕任官とされた。一八九五年四月二五

日の官制改革によって、議政府は内閣と改められ、八衙門は七部（内部・外部・度支部・軍部・法部・學部・農商工部）に改編された。一八九五年四月二五日に官等が設けられた（勅任官は一等から四等、奏任官は一等から六等）。従來は官僚の序列づけは品階（正一品大匡輔國崇祿大夫、従二品嘉善大夫など）によっていたのであるが、官等の制定以降は現職官僚については官等によって行われるようになった。

官制改革はしばしば行われた。一八九六年九月二三日に議政府官制が頒布され、内閣は議政府に改められた。この議政府・七部の體制は、一九〇七年六月一四日に議政府が再び内閣に改められるまで續いた。ただし、一九〇〇年六月一六日に警務廳が警部に昇格し、一九〇二年九月七日に廢止されて警務廳が復活するまでの二年間は、警部を含む八部の體制となった。

議政府・八衙門體制の時期には、議政府に總理大臣（正一品）、左贊成・右贊成（従一品）、都憲（従二品）が置かれ、八衙門に大臣（従一品）、協辦（次官。従二品）が置かれた。内閣・七部體制の時期には、内閣に總理大臣（勅任官一等）、内閣總書（勅任官三等または四等）、七部に大臣（勅任官一等）、協辦（勅任官二等）が置かれた。都憲・内閣總書は、議政府または内閣の書記官長格の官職である。

一八九六年九月の議政府官制では議政府に議政（勅任官一等）、贊政（勅任官一等、專任五名）、參贊（勅任官三等）、各部大臣（勅任官一等）を置き、各部大臣は贊政を兼任することになった。一八九八年六月一八日の議政府官制改正によって、參政（勅任官一等）が置かれ、議政不在のときに首班の役割を果たさせることとなった。

以上の議政府・内閣、衙門・部の構成をふまえて、政府の上層部については、大臣（總理大臣・贊成・參政・贊政、各衙門大臣・各部大臣）、協辦等（協辦、都憲・内閣總書、議政府參贊）の二層から構成されるものとして分析することにする。ただし、①「大臣」については、一九〇〇年一一月二五日に新設された通信院の長官である摠辦は勅任官一等で各部大臣と同格であったので、通信院摠辦も含める。②「協辦等」についても、警務使（警務廳の長官。勅任官三等）、一八九六年八月四

日の地方制度改正で首都漢城の長官として復設された漢城府判尹（敕任官三等）を含める。[6] また、軍國機務處構成員の構成についても分析することとする。

次に宮内府の上層部の構成をみてみよう。宮内府に設置當初から八衙門と同じく大臣・協辦がおかれ、從來から宮中事務を分掌した諸官廳が所屬させられ、部署名・官職名の改稱も行われた。一八九五年五月一日に大幅な機構改革が行われた。所屬機關として掌禮院（宮中儀式祭祀を管掌）、侍從院（侍從・侍講等の事務を管掌）、奎章院（王室の圖書・記錄、歷代諸王の著作・肖像畫の保管を管掌）、會計院（王室經費の豫算決算、收支に關する事務を管掌）、內藏院（王室の寶物・莊園・財產の保管管理を管掌）、濟用院（王室の衣食・宮殿・物品・土木・庭園・車馬等の事務を管掌）、王太后宮、王后宮、王太子宮、宗廟署、社稷署などが置かれ、それらの長として卿・長・提學（のち提調。宗廟署・社稷署など）、大夫（王太后宮・王后宮）、王太子宮詹事などの官職（敕任官）が設置された。このように、宮内府には大臣・協辦のほかに、多くの上層官職が設けられた。これらは敕任官であるので、本稿ではこれらを「敕任宮內官」と稱することとする。

その後、敕任宮內官は增加の一途をたどった。一八九五年五月二日には、宮內府特進官（敕任官）が設置された。祕書院（一八九六年五月設置）、鐵道院（一九〇〇年四月設置）、警衛院（一九〇一年一一月設置）などというように所屬機關が增え、その長である祕書院卿・鐵道院摠裁・警衛院摠管などは敕任官とされた。また、掌禮院少卿（一八九八年一月設置）のように所屬機關の次席の官職も敕任官とされることもあった。このようにしてしだいに增加した「敕任宮內官」[7]の黨派別姓氏別構成の分析を行うこととしたい。

最後に、皇帝に權力が集中されるなかで、宮中に統帥機關として設置されたのが、元帥府である。一八九九年六月二二日に頒布された元帥府官制に基づいて、同年七月以降に軍務局・檢查局・記錄局・會計局の四局が置かれた。局長（のち局摠長）および同署理は、概ね陸軍副將・參將であった。この元帥府局長（局摠長）の黨派別姓氏別構成についても分析することとしたい。

（二）分析の方法

以上のように分析の對象としたのは、軍國機務處構成員、大臣・協辦等就任者、敕任宮內官就任者、元帥府四局長（局摠長）就任者である。甲午改革期以降から日露戰爭開始直前までの時期における前揭の官職就任者を悉皆調査した上で、その黨派別姓氏別構成を分析した。なお、「協辦等」就任者は當該時期に官職の最高位が協辦等であった者で、大臣に昇任した者を除いたものである。官職就任者のデータは主として『官報』[8]により、『承宣院日記』・『祕書監日記』（いずれも『承政院日記』の後繼）や『日省錄』によって補った。黨派別姓氏別構成の分析に當たっては、主として『國朝文科榜目』『萬姓大同譜』によった。

「はじめに」において述べたように、政局の變動が大きかった時期であるので、次のような四つの時期に區分し、時期ごとの推移を明らかにすることとした。

(1) 甲午改革期（一八九四・七・二七～一八九六・二・一一）……開化派政權の時期

(2) 露館播遷期（一八九六・二・一一～一八九七・二・一九）……高宗がロシア公使館に滯在した時期

(3) 獨立協會改革運動期（一八九七・二・二〇～一八九九・一・一七）……高宗が慶運宮に還ってから、獨立協會の改革運動が高まり、それを高宗側が彈壓するまでの時期（獨立協會地方支會解散指令まで）

(4) 皇帝專制期（一八九九・一・一八～一九〇四・二・八）……皇帝の權限強化のもとに獨立維持が圖られた時期。日本軍の韓國臨時派遣隊の漢城入城まで

二　甲午改革期における政權上層部の黨派別姓氏別構成

(1)　軍國機務處の構成員

まず、一八九四年七月二七日に設置されて一二月一七日に廢止されるまで、甲午改革初期における改革立案・推進機關であった軍國機務處の構成員の黨派別姓氏別構成をみると、**表1―G**のとおりである。

摠裁官と會議員を合わせて總計は二五名であり、その黨派別構成は老論一四、少論三、南人一、西北人二、分類不明四、本貫不明一であり、老論五六・〇％、少論一二・〇％の比率となる。閔氏政權後半期における議政・判書就任者の黨派別構成（老論七三・三％、少論一六・八％）と比較すると、老論の比率が大きく下がっているのがまず目につく。だからといって、摠裁官の金弘集が屬する少論の比率が增えているわけではない。西北人、分類不明、本貫不明が九名と三〇％臺になっており、改革の推進主體の構成が多樣であったことに着目する必要があろう。なお西北人は、朝鮮王朝時代を通じて地域的な差別を受けた（高官への昇進がむずかしかった）咸鏡道・平安道の出身者のことであるが、甲午改革期から皇帝專制期までに高官・要職に昇った西北人はすべて咸鏡道出身者であった。

(2)　大臣就任者

大臣就任者の黨派別姓氏別構成を檢討すると、**表1―1**のとおりである。

大臣就任者の總數は三一名であり、その黨派別構成は老論二一、少論五、南人一、北人一、西北人一、分類不明二である。比率を計算すると、老論六七・七％、少論一六・一％　南人三・二％、北人三・二％となる。閔氏政權後半期における議政・判書就任者の黨派別構成と比較すると、老論が少し減っているが、少論は横ばいである。

姓氏別構成をみると、顯著な特徵を見出せる。姓氏別で最多なのは老論の全州李氏の三で、老論の驪興閔氏は二となり、

表１-Ｇ　軍國機務處摠裁官・會議員の黨派別姓氏別構成

老　論	全州李氏	驪興閔氏	大丘徐氏	**西北人**	竹山安氏
延安李氏	１李泰容	１閔泳達	１徐相集	仁同張氏	＊１安駉壽
１李應翼	牛峰李氏	杞溪兪氏	平壤趙氏	１張　博	丹陽禹氏
２李道宰	１李允用	１兪吉濬	＊１趙羲淵	本貫不明	＊１禹範善
安東金氏	清風金氏	咸從魚氏		１金鶴羽	
１金宗漢	１金允植	１魚允中	**南人**		**本貫不明**
２金嘉鎭	延日鄭氏		全州李氏	**分類不明**	１金夏英
潘南朴氏	１鄭敬源	**少　論**	１李源兢	安東權氏	
１朴定陽	平山申氏	慶州金氏		１權濚鎭	
２朴準陽	１申箕善	１金弘集		２權在衡	

波線は摠裁官　＊は武臣　各姓氏内は初任順に配列した（以下の各表でも同じ）

表１-１　甲午改革期における大臣就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	１徐相雨	海平尹氏	咸從魚氏	平壤趙氏	**西北人**
全州李氏	２徐光範	１**尹用求**	１魚允中	＊１趙羲淵	仁同張氏
１**李容元**	延安李氏	南陽洪氏			１張　博
２**李鑢永**	１李道宰	１洪鍾軒	**少　論**	**南　人**	
３**李範晉**	牛峰李氏	楊州趙氏	全州李氏	清州韓氏	**分類不明**
潘南朴氏	１李完用	１**趙秉稷**	＊１李奎遠	１韓耆東	竹山安氏
１朴定陽	光山金氏	平山申氏	慶州李氏		＊１安駉壽
２**朴泳孝**	１金壽鉉	１申箕善	１李裕承	**北　人**	溫陽鄭氏
驪興閔氏	安東金氏	青松沈氏	慶州金氏	寧越嚴氏	１**鄭秉夏**
１**閔泳達**	１金嘉鎭	１**沈相薰**	１**金弘集**	１嚴世永	
２**閔泳商**	清風金氏	杞溪兪氏	大丘徐氏		
大丘徐氏	１金允植	１兪吉濬	１**徐正淳**		

波線は領議政・總理大臣　點線（金壽鉉）は贊成にのみ任命された者
ゴシックは敕任宮内官との重複者

表１－２　甲午改革期における協辦等就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	禮安李氏	１徐載弼	１金春熙	**西北人**	２權濚鎭k
光山金氏	１**李聖烈**ns	昌寧成氏	東萊鄭氏	本貫不明	廣州李氏
１金喜洙	潘南朴氏	１**成岐運**	１鄭寅興	１金鶴羽	１李采淵
２**金學洙**ns	１朴齊純		陽川許氏		羽溪李氏
水原白氏	坡平尹氏	**少　論**	＊１許　璡k	**中人**	１李在正
＊１白樂倫	１尹　濾ns	全州李氏	昌寧曹氏	海州李氏	
＊２白性基	延日鄭氏	１李重夏	１曹寅承	１李鳴善	**本貫不明**
全州李氏	１鄭敬源	＊２李鳳儀k		濟州高氏	１李周會
１李泰容ns	豐壤趙氏	３**李建昌**	**北人**	１高永喜	２劉世南
韓山李氏	１趙東弼	海平尹氏	密陽朴氏		
１**李容稙**	林川趙氏	＊１尹雄烈k	１朴容大ns	**分類不明**	
牛峰李氏	１**趙漢國**	２尹致昊		安東權氏	
１李允用ｋ	大丘徐氏	慶州金氏		１權在衡	

k、ns はそれぞれ警務使、都憲・内閣總書にのみ任命された者
ゴシックは敕任宮内官との重複者

閔氏政權後半期に比べて大幅に減少している。甲午改革期の政權は、基本的には閔氏政權の倒壞の上に成立した改革派の政權と見るべきである。

大臣就任者のうち、敕任宮内官と重複する者を調べてみると、老論八、少論二、分類不明一、合計一一であり、重複率は全體では三五・五％であるが、老論の重複率は三八・一％、少論の重複率は四〇・〇％となる。

(3)　協辦等就任者

協辦等就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表１－２**のとおりである。

協辦等就任者總數は三四名であり、その黨派別構成は老論一五、少論九、北人一、西北人一、中人二、分類不明四、本貫不明二である。比率を計算すると、老論四四・一％、少論二六・五％、北人二・九％、中人五・九％となる。閔氏政權後半期における參判（參判は六曹の次官である）就任者二三七名の黨派別構成は老論一三八、少論五五、南人一三、北人七、西北人一、外國人一、分類不明二〇、本貫不明二であり、比率を計算すると、老論五八・四％、少論二三・一％、南人五・五％、北人二・九％である。(9) これと比較す

表1－3　甲午改革期における敕任宮內官就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	2 李承五	光山金氏	清風金氏	全州李氏	**宗　室**
驪興閔氏	3 李憲稙 t	1 金永壽 t	1 金裕成	1 **李建昌** t	1 李載冕
1 **閔泳商**	4 **李容稙**ⓣ	2 **金學洙**	潘南朴氏	德水李氏	2 李景應
2 閔泳煥ⓣ	全州李氏	海平尹氏	1 **朴泳孝**	1 李　暐	3 李埈鎔
3 閔泳奎 t	1 **李鑢永** t	1 **尹用求** t	南陽洪氏	慶州金氏	4 李　堈
4 閔亨植	2 **李容元**	2 尹容善 t	1 洪淳馨	1 **金弘集**ⓣ	5 李載純 t
5 閔商鎬	3 **李範晉**	林川趙氏	海州吳氏	潘南朴氏	6 李載完 t
6 閔泳喆 t	豐壤趙氏	1 **趙漢國**	1 吳益泳	1 朴箕陽ⓣ	
7 閔泳駿 t	1 趙鼎九	2 趙秉鎬 t	昌寧成氏	大丘徐氏	**分類不明**
8 **閔泳達** t	2 趙東冕 t	青松沈氏	1 **成岐運** t	1 **徐正淳**	慶州李氏
安東金氏	3 趙東弼	1 **沈相薰**	恩津宋氏	豐壤趙氏	1 李夏榮
1 金宗漢	楊州趙氏	2 沈舜澤ⓣ	1 宋道淳 t	1 趙秉弼ⓣ	溫陽鄭氏
2 金商圭	1 趙秉世 t	碧珍李氏			1 **鄭秉夏**
3 金明圭	2 **趙秉稷**	1 李愚冕	**少　論**	**南　人**	
4 金炳始 t	3 趙臣熙	禮安李氏	東萊鄭氏	漢陽趙氏	**本貫不明**
5 金昇圭	全義李氏	1 **李聖烈**	1 鄭基會 t	1 趙鍾弼	1 鄭秉岐
韓山李氏	1 李正魯	延安金氏	2 鄭寅昇	清州韓氏	
1 李耕稙	2 李根命ⓣ	1 金思轍 t	3 鄭範朝ⓣ	1 韓耆東ⓣ	

下線細實線を附したのは宮內府大臣就任者、下線破線を附したのは宮內府協辦就任者
t は宮內府特進官就任者、ⓣは特進官にのみ任命された者。波線は議政經驗者
ゴシックは大臣、協辦等就任者との重複者

ると、老論は一四ポイントも減り、少論は三ポイント上回っていることになる。なお、中人は兩班と常民（平民）との中間に位置する身分の者であり、中央の技術職（譯官・醫官など）や中央の行政實務擔當者（胥吏）や地方官廳の行政實務擔當者（鄕吏）などであった。

姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏、老論の安東金氏、老論の楊州趙氏、老論の青松沈氏などが○である。閔氏政權の否定としての性格が、大臣就任者の場合よりも鮮明に表れていると言うことができよう。

協辦就任者のうち敕任宮內官との重複者は五名で、一四・七％である。

(4)　敕任宮內官就任者

敕任宮內官就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表1－3**のとおりである。

敕任宮內官就任者總數は六五名であり、その黨派別構成は老論四五、少論九、南人二、宗室

六、分類不明二、本貫不明一である。比率を計算すると、老論六九・二％、少論一三・八％となる。宮内府特進官就任者を取り出してみると、總數は二八名であり、その黨派別構成は老論二〇、少論六、宗室二である。比率を計算すると、老論七一・四％、少論二一・四％、宗室七・一％となる。敕任宮内官就任者のうち大臣・協辦等就任者と重複する者は老論一四、少論三、分類不明一、合計一八であり、重複率は老論三二・一％、少論三三・三％、全體二七・七％となる。敕任宮内官就任者數から重複者數を差し引くと、敕任宮内官のみに就任した者の數が出るが、老論のそれは三一名にもなる。

敕任宮内官就任者、宮内府特進官就任者において老論が七〇％前後を占めていること、敕任宮内官のみに就任した者が三一名もいることは、閔氏政權後半期の議政・判書就任者における老論の比率を、政府内では維持できなかったが、宮中では維持できたことを意味する。

宮内府特進官の設置にあたっては、一六人以下、敕任で俸給を支給しないとし、その職掌は「王室の典禮・儀式に係る事項につき、諮詢に奉對し、所見を具上すること」[10]と定められた。宮中とのつながりをつけて、發言の機會を保障するところに、その設置のねらいがあったことをうかがわせる。宮内府の機構が整備擴充され、宮内府特進官も設置された一八九五年五月は、前月における三國干渉の結果、宮中において王后閔氏を中心として親露派の勢力が形成され、老論の驪興閔氏及びその同調者の勢力が復活しはじめた時期でもあった。敕任宮内官就任者のなかで、この時期においても老論の驪興閔氏が最多であり、宮内府特進官においては五名、一七・九％も占めていることは、このような動きが背景にあることであった。

三　露館播遷期における政權上層部の黨派別姓氏別構成

(1)　大臣就任者

大臣就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表2―1**のとおりである。

表２－１　露館播遷期における大臣就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	２**趙秉式**	光山金氏	平山申氏	驪興閔氏	**北　人**
牛峰李氏	海平尹氏	１**金永壽**	１申箕善	１**閔泳煥**	驪興閔氏
１李完用	１**尹用求**	安東金氏	清州韓氏	宜寧南氏	１**閔種默**
２李允用	２**尹容善**	１**金炳始**	＊１韓圭卨	１南廷哲	
楊州趙氏	全州李氏	潘南朴氏	青松沈氏		
１趙秉稷	１**李範晋**	１朴定陽	１沈相薫		

記號・ゴシックは表１－１に同じ

表２－２　露館播遷期における協辦等就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	１**金明圭** s	平山申氏	慶州金氏	**中　人**	羽溪李氏
驪興閔氏	全州李氏	＊１申奭熙	１金春熙	濟州高氏	１李在正
１閔商鎬	＊１李鍾健 k	水原白氏	東萊鄭氏	１高永喜	安東權氏
＊２閔泳綺	潘南朴氏	＊１白性基	１鄭寅興		１權在衡
３閔泳瓚	１朴齊純			**分類不明**	竹山安氏
光山金氏	延日鄭氏	**少　論**	**西北人**	廣州李氏	＊１安駉壽 k
＊１金在豐	＊１鄭洛鎔 h	海平尹氏	本貫不明	１李采淵	
２金永悳	楊州趙氏	＊１尹雄烈	１金鴻陸	韓山李氏	**本貫不明**
安東金氏	１趙秉鎬 s	２尹致昊		１李商在 ns	１劉世南

s は議政府參贊のみに、h は漢城府判尹のみに、ns は内閣總書のみに、k は警務使のみに任命された者　ゴシックは敕任宮内官との重複者

大臣就任者總數は一六名であり、その黨派別構成は老論一五、北人一である。比率を計算すると、老論九三・八％　北人六・二％となっている。これは前後の時期と比較しても特異である。

姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏、老論の全州李氏、老論の光山金氏、老論の豐壤趙氏など、閔氏政權後半期に有力であった姓氏も一名ずつであり、それらの勢力が大きくは復活しているとは言えない。老論の楊州趙氏、老論の海平尹氏、老論の牛峰李氏が二名を占めている。閔氏政權期の議政・判書就任者の姓氏別構成の上位六位（四名以上）については、「はじめに」において示したが、老論の楊州趙氏は四名で上位六位に含まれているが、老論の海平尹氏は三名、老論の牛峰李氏は二名であった。[11] 閔氏政權後半期に有力であった姓氏のほとんどがこの時期に勢力を後退させているなかで、老論の牛峰李氏はその勢力を相對的に浮上させていたと言える。それは、李完用・李允用が開化派から分化して親露派の中心人物となり、

露館播遷に關與し、政權を握った後に、政權の重要人物でありつづけたことによるものである。

大臣就任者のうち、敕任宮內官就任者と重複する者は老論七、北人一、合計八であり、重複率は老論四六・七％、北人一〇〇％、全體五〇・〇％となる。

(2) 協辦等就任者

協辦等就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表2―2**のとおりである。

協辦就任者總數は二四名であり、その黨派別構成は老論一二、少論四、西北人一、中人一、分類不明五、本貫不明一である。比率を計算すると、老論五〇・〇％、少論一六・七％となる。老論の勢力は甲午改革期よりはわずかに增大したが、閔氏政權後半期の參判就任者における比率からは八ポイント下回っていた。

姓氏別構成では、老論の驪興閔氏の勢力が三名であり、やや目立つが、閔氏政權後半期における有力姓氏の勢力は後退した狀態にあったと言える。

協辦等就任者のうち、敕任宮內官と重複する者は、老論の金明圭ただ一人であった。

(3) 敕任宮內官就任者

敕任宮內官就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表2―3**のとおりである。

敕任宮內官就任者總數は六八名であり、その黨派別構成は老論五〇、少論八、北人二、南人一、宗室五、分類不明一、本貫不明一である。比率を計算すると、老論七三・五％、少論一一・八％、宗室七・四％、北人二・九％、南人一・五％である。宮內府特進官就任者總數は四〇名であり、その黨派別構成は老論三一、少論四、北人一、南人一、宗室三である。比率を計算すると、老論七七・五％、少論一〇・〇％、宗室七・五％、北人二・五％、南人二・五％となる。敕任宮內官就任者

表２－３　露館播遷期における敕任宮内官就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	6 金德圭ⓣ	3 金世基	清風金氏	全義李氏	1 趙鍾弼 t
驪興閔氏	7 金宗圭ⓣ	豐壤趙氏	1 金奎弘 t	1 李僖魯	
1 **閔泳煥** t	光山金氏	1 趙鼎九 t	南陽洪氏	慶州金氏	**宗　室**
2 閔泳奎ⓣ	1 **金永壽**	2 趙東弼	1 洪淳馨	1 金喆熙 t	1 李景應ⓣ
3 閔亨植 t	2 金學洙	3 趙東冕 t	安東權氏	潘南朴氏	2 李埈鎔ⓣ
4 閔泳喆ⓣ	3 金永穆ⓣ	楊州趙氏	1 權膺善	1 朴箕陽ⓣ	3 李載純
5 閔泳駿 t	4 金在容ⓣ	1 趙秉世 t	林川趙氏	楊州趙氏	4 李載完
6 閔泳達ⓣ	海平尹氏	2 趙臣熙	1 趙秉鎬 t	1 趙定熙	5 李昇應 t
7 閔丙奭 t	1 **尹用求**ⓣ	3 **趙秉式**	青松沈氏	大丘徐氏	
8 閔丙承ⓣ	2 **尹容善**	韓山李氏	1 沈舜澤ⓣ	1 徐正淳	**分類不明**
9 閔泳韶 t	3 尹定求	1 李承五	昌寧成氏		杞溪兪氏
10閔炯植 t	4 尹吉求ⓣ	2 李憲稙 t	1 成岐運	**北　人**	1 兪箕煥
11閔京鎬ⓣ	全州李氏	牛峰李氏		驪興閔氏	
安東金氏	1 李鑢永	1 李鎬翼	**少　論**	1 **閔種默**	**本貫不明**
1 金宗漢 t	2 **李範晉**	2 李鎬俊	東萊鄭氏	宜寧南氏	1 鄭秉岐
2 金商圭	3 李容元	全義李氏	1 鄭基會ⓣ	1 南廷順ⓣ	
3 **金明圭** t	延安金氏	1 李正魯 t	2 鄭範朝 t		
4 **金炳始** t	1 金思轍ⓣ	碧珍李氏	延安李氏	**南　人**	
5 金奭鎭ⓣ	2 金完秀	1 李愚冕 t	1 李淳翼	漢陽趙氏	

記號・ゴシックは表１－３に同じ

のうち、大臣・協辦等就任者と重複する者は老論八、北人一、合計九であり、重複率は老論一六・〇％、北人五〇・〇％、全體一三・〇％となる。老論の重複率は低く、二―(4)で述べた方法で、敕任宮内官のみに就任した者の數を算出すると、老論は四二名にもなる。老論は甲午改革期に引き續いて、敕任宮内官就任者、宮内府特進官就任者において七〇％臺の高い比率を占め、敕任宮内官のみに就任した者は四二名に及んだ。この時期にも宮中に大きな勢力を持ったと言うことができる。

姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏一一、老論の安東金氏八、老論の光山金氏五というように、宮中ではこの時期にこれらの家門がすでに大きな勢力を復活させたことがわかる。老論の驪興閔氏の場合、一一名がすべて宮内府特進官であり、宮内府特進官總數の二七・五％も占めていた。

四　獨立協會改革運動期における政權上層部の黨派別姓氏別構成

(1)　大臣就任者

大臣就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表3―1**のとおりである。

大臣就任者總數は四〇名であり、その黨派別構成は老論三一、少論四、南人一、北人一、分類不明三である。比率を計算すると、老論七七・五％、少論一〇・〇％、南人二・五％、北人二・五％である。この時期に至って、老論の勢力は閔氏政權後半期の議政・判書就任者の場合を超えるようになった（四ポイント以上、上回る）。姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏が四名と最多ではあるが、閔氏政權後半期の水準には及んでいない。

大臣就任者のうち、敕任宮內官と重複する者は、老論二九、少論二、北人一、合計三二であり、重複率は老論九三・五％、少論五〇・〇％、北人一〇〇％、全體七五・〇％となる。老論の重複率が一擧に高くなったことを指摘できる。

(2)　協辦等就任者

協辦等就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表3―2**のとおりである。

協辦等就任者總數は三一名であり、その黨派別構成は老論一八、少論二、南人一、西北人一、中人一、分類不明四、本貫不明四である。比率を計算すると、老論五八・一％、少論六・五％、南人三・二％、西北人三・二％、中人三・二％となる。協辦等就任者についても、老論の勢力はこの時期に至って、閔氏政權後半期の參判就任者の場合をわずかに超えるようになった。姓氏別構成については、大臣就任者の場合とおなじことを言うことができる。

協辦等就任者のうち、敕任宮內官と重複する者は老論六、南人一、西北人一、分類不明一、合計九であり、重複率は老論三三・三％、南人一〇〇％、西北人一〇〇％、分類不明二五・〇％、全體二九・〇％となる。

表３－１　獨立協会改革運動期における大臣就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	３**金聲根**	２**沈舜澤**	１**金奎弘**	**少　論**	**北　人**
驪興閔氏	楊州趙氏	全州李氏	延日鄭氏	延安李氏	驪興閔氏
１**閔泳煥**	１**趙秉稷**	１**李鑢永**	＊１**鄭洛鎔**	１李淳翼	１**閔種黙**
＊２**閔泳綺**	２**趙秉式**	＊２**李鍾健**	慶州崔氏	潘南朴氏	
３閔泳翊	３**趙秉世**	延安李氏	１**崔益鉉**	１**朴箕陽**	**分類不明**
４**閔丙奭**	潘南朴氏	１**李道宰**	平山申氏	海平尹氏	慶州李氏
牛峰李氏	１**朴定陽**	全義李氏	１**申箕善**	＊１尹雄烈	１李裕寅
１**李完用**	２朴齊純	１**李根命**	林川趙氏	大丘徐氏	安東權氏
２**李允用**	海平尹氏	淸州韓氏	１**趙秉鎬**	１**徐正淳**	１權在衡
３**李鎬俊**	１**尹用求**	＊１**韓圭卨**	宜寧南氏		杞溪兪氏
安東金氏	２**尹容善**	光山金氏	１**南廷哲**	**南　人**	１兪箕煥
１**金炳始**	青松沈氏	１**金永壽**		淸州韓氏	
２**金明圭**	１**沈相薫**	淸風金氏		１韓耆東	

波線は議政、二本線は參政　ゴシックは敕任宮内官との重複者

表３－２　獨立協会改革運動期における協辦等就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	延日鄭氏	＊１金禎根ｋ	１尹致昊ｈ	**中　人**	１朱錫冕
驪興閔氏	＊１鄭騏澤ｋ	海平尹氏		濟州高氏	
１閔商鎬	＊２鄭益鎔ｈ	１**尹吉求**	**南　人**	１高永喜	**本貫不明**
２**閔泳瓚**	韓山李氏	平山申氏	延安李氏		１李寅祐
３**閔泳柱**	１李容稙	＊１申奭熙	１**李萬敎**	**分類不明**	２李忠求ｋ
４**閔丙漢**	全義李氏	豐壤趙氏		廣州李氏	３申泰休
全州李氏	＊１李漢英ｈ	１**趙東潤**	**西北人**	１**李采淵**ｈ	４金永準ｋ
＊１李根澔ｈｋ	牛峰李氏		本貫不明	咸安李氏	
２李根澔	１**李鎬翼**ｈ	**少　論**	１**金鴻陸**ｈ	１李基東	
光山金氏	禮安李氏	全州李氏		豐山金氏	
＊１金在豐ｈ	１李聖烈	＊１李鳳儀		１金重煥	
２金永悳	安東金氏	海平尹氏		新安朱氏	

ｓは議政府參贊のみに、ｈは漢城府判尹のみに、ｋは警務使のみに任命された者
ｈｋは判尹・警務使に任命され、協辦には任命されなかった者　ゴシックは敕任宮内官との重複者

表３－３　獨立協会改革運動期における敕任宮內官就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	10金晳根ｔ	2 **沈舜澤**ｔ	延安金氏	慶州李氏	1 朴容大ｔ
驪興閔氏	11**金聲根**ｔ	3 沈相萬ｔ	1 金完秀	1 李冑榮ｔ	晉州姜氏
1 閔泳商ｔ	12金嘉鎭ⓣ	4 沈相瓚	清風金氏	2 李敎榮	1 姜　贊
2 **閔泳煥**ⓣ	光山金氏	5 沈相璜ⓣ	1 **金奎弘**ｔ	東萊鄭氏	驪興閔氏
3 閔泳奎ｔ	1 **金永壽**ｔ	牛峰李氏	潘南朴氏	1 鄭基會ⓣ	1 **閔種默**ｔ
4 閔亨植ｔ	2 金學洙ⓣ	1 **李鎬翼**ｔ	1 **朴定陽**ⓣ	2 鄭範朝ｔ	
5 閔泳喆ⓣ	3 金永穆ｔ	2 **李鎬俊**ｔ	慶州崔氏	坡平尹氏	**南　人**
6 閔泳駿ｔ	4 金在容ⓣ	3 **李完用**	1 **崔益鉉**ⓣ	1 尹成鎭ⓣ	全州李氏
7 閔泳達ｔ	5 金永哲ⓣ	4 **李允用**	南陽洪氏	2 尹相衍	1 李根秀
8 **閔丙奭**ｔ	6 金疇鉉ｔ	豐壤趙氏	1 洪淳馨	全州李氏	延安李氏
9 閔丙承ⓣ	7 金鶴洙ⓣ	1 趙鼎九	平山申氏	1 李重夏ｔ	1 **李萬敎**ⓣ
10閔泳韶ｔ	8 金九鉉	2 趙東冕ｔ	1 **申箕善**	延安李氏	漢陽趙氏
＊11閔炯植ｔ	9 金文鉉	3 趙東萬	安東權氏	1 李命宰ⓣ	1 趙鍾弼ｔ
12閔京鎬ｔ	全州李氏	4 **趙東潤**ｔ	1 權膺善ⓣ	全義李氏	
13**閔泳柱**ｔ	1 **李鑢永**	大丘徐氏	林川趙氏	1 李僖魯ｔ	**宗　室**
14閔泳翊ｔ	2 李乾夏	1 徐相雨	1 **趙秉鎬**ｔ	龍仁李氏	1 李埈鎔ｔ
15閔應植ｔ	3 李載克ｔ	2 徐冑淳	清州韓氏	1 李源逸ⓣ	2 李載純ｔ
16閔正植ⓣ	4 李載崑	3 徐相祖ｔ	＊1 **韓圭卨**ⓣ	富平李氏	3 李載完ｔ
17**閔丙漢**ｔ	＊5 **李鍾健**ｔ	全義李氏	海州吳氏	1 李軒卿ｔ	4 李昇應ｔ
18**閔泳瓚**	6 李容善ｔ	1 李正魯ｔ	1 吳益泳ｔ	慶州金氏	5 李垠鎔ｔ
19閔贊鎬ｔ	海平尹氏	2 **李根命**ｔ	宜寧南氏	1 金喆熙	6 李載現ｔ
（啓鎬）	1 **尹用求**ｔ	韓山李氏	1 **南廷哲**ｔ	潘南朴氏	
20閔泳琦ⓣ	2 **尹容善**ｔ	1 李憲稙ｔ	昌寧成氏	1 **朴箕陽**ｔ	**西北人**
＊21**閔泳綺**ｔ	3 尹定求ｔ	2 李承純	1 成岐運	高靈朴氏	本貫不明
安東金氏	4 **尹吉求**ⓣ	延日鄭氏	恩津宋氏	1 朴鳳彬	1 **金鴻陸**
1 金宗漢ｔ	5 尹宇善	1 鄭海崙	1 宋道淳ｔ	楊州趙氏	2 李容翊
2 金商圭ⓣ	楊州趙氏	＊2 **鄭洛鎔**ｔ	昌原黃氏	1 趙定熙ｔ	
3 **金明圭**ｔ	1 **趙秉世**ｔ	坡平尹氏	1 黃耆淵ⓣ	大丘徐氏	**分類不明**
4 **金炳始**ｔ	2 **趙秉稷**ｔ	1 尹泰興		1 **徐正淳**ｔ	慶州李氏
5 金昇圭ⓣ	3 趙臣熙ⓣ	2 尹容植ｔ	**少　論**		1 李夏榮
6 金奭鎭ｔ	4 **趙秉式**ｔ	延安李氏	豐壤趙氏	**北　人**	廣州李氏
7 金德圭ｔ	5 趙同熙ｔ	1 **李道宰**ｔ	1 趙秉弼ｔ	全州李氏	1 **李采淵**ｔ
8 金宗圭ｔ	靑松沈氏	碧珍李氏	2 趙熙一ｔ	1 李勝宇	
9 金炳翊	1 **沈相薰**ｔ	1 李愚冕ｔ	3 趙秉聖ⓣ	密陽朴氏	

括弧內は改名前の名
記號・ゴシックは表１－３に同じ。

(3) 敕任宮内官就任者

敕任宮内官就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表3―3**のとおりである。

敕任宮内官就任者總數は一三四名であり、その黨派別構成は老論九八、少論一九、北人四、南人三、宗室六、西北人二である。比率を計算すると、老論七三・一％、少論一四・二％、南人二・二％、北人三・〇％、宗室四・五％となる。宮内府特進官就任者總數は一〇二名であり、その黨派別構成は老論七六、少論一五、北人二、南人二、宗室六、分類不明一である。比率を計算すると、老論七四・五％、少論一四・七％、南人二・〇％、北人二・〇％、宗室五・九％となる。敕任宮内官就任者のうち大臣・協辦等就任者と重複する者は老論三五、少論二、北人一、南人一、西北人一、分類不明一、合計四一であり、重複率は老論三五・七％、少論一〇・五％、北人二五・〇％、南人三三・三％、全體三〇・六％となる。敕任宮内官のみへの就任者を算出すると、老論は六三名になる。

老論は敕任宮内官・宮内府特進官において引き續き七〇％臺の高い比率を占め、敕任宮内官のみへの就任者は六三名にも及んだ。このことは、老論がこの時期に宮中における勢力をさらに擴大したことを示すものである。

敕任宮内官の姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏二一、老論の安東金氏一二、老論の光山金氏九、老論の全州李氏六、老論の海平尹氏五、老論の楊州趙氏五、老論の青松沈氏五、老論の豐壤趙氏四というように、閔氏政權後半期における有力家門の勢力が完全に復活し、老論の驪興閔氏のようにかつてを上回る勢いを示すものもあったことがわかる。宮内府特進官就任者の姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏二〇、老論の安東金氏一一、老論の光山金氏七、老論の楊州趙氏五が多數を占め、これらの有力家門の勢力の復活ぶりをよく示している。

五　皇帝専制期における政權上層部の黨派別姓氏別構成

(1)　大臣就任者

大臣就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表4―1**のとおりである。

大臣就任者總數は五四名であり、その黨派別構成は老論四二、少論四、南人一、北人一、宗室一、西北人一、分類不明四である。比率を計算すると、老論七七・八％、少論七・四％となる。老論の比率は、獨立協會改革運動期に引き續いて、八〇％近くの高率を占めた。姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏は九名で、總數の一六・七％を占めるに至った。

大臣就任者のうち、敕任宮內官と重複する者は、老論三八、少論四、南人一、北人一、宗室一、西北人一、分類不明三、合計四九であり、重複率は老論九〇・五％、少論一〇〇％、北人一〇〇％、宗室一〇〇％、西北人一〇〇％、分類不明七五・〇％、全體九〇・七％である。全體としても重複率が高くなっているが、ことに數が最多の老論が九〇・五％の重複率となっていることは注目に値する。

(2)　協辦等就任者

協辦等就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表4―2**のとおりである。

協辦等就任者總數は四〇名であり、その黨派別構成は老論一六、少論二、南人一、北人一、西北人一、中人二、分類不明八、本貫不明九である。その比率を計算すると、老論四〇・〇％、少論五・〇％、南人二・五％、北人二・五％、西北人二・五％、中人五・〇％、分類不明二〇・〇％、本貫不明二二・五％となる。この時期に至って、協辦等就任者における老論の勢力は再び減退し、甲午改革期のそれを下回ったことになる。また西北人・中人・分類不明・本貫不明を合計すると、二〇名、五〇・〇％にもなり、この時期の協辦就任者の構成が多様性に富んでいたことに注目すべきである。

協辦等就任者のうち、敕任宮內官との重複者は老論一〇、少論二、南人一、西北人一、中人一、分類不明三、本貫不明

表４－１　皇帝専制期における大臣就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	6 **李載崑**	海平尹氏	清風金氏	＊1 **尹雄烈**	**西北人**
驪興閔氏	＊7 **李根澤**	1 **尹容善**	1 **金奎弘**	楊州趙氏	本貫不明
1 **閔泳煥**	（根澔）	2 **尹定求**	延日鄭氏	1 **趙定熙**	1 **李容翊**
＊2 **閔泳綺**	＊8 李根澔	楊州趙氏	＊1 鄭騏澤	大丘徐氏	
3 **閔丙奭**	豐壤趙氏	1 **趙秉稷**	平山申氏	1 **徐正淳**	**分類不明**
4 **閔斗鎬**	1 **趙東潤**	2 **趙秉式**	1 **申箕善**		慶州李氏
5 **閔致憲**	2 **趙東冕**	青松沈氏	林川趙氏	**南　人**	1 **李夏榮**
6 **閔商鎬**	3 **趙鼎九**	1 **沈相薰**	1 **趙秉鎬**	清州韓氏	安東權氏
7 **閔應植**	牛峰李氏	2 **沈舜澤**	清州韓氏	1 **韓耆東**	1 **権重顯**
8 **閔泳韶**	1 李允用	延安李氏	＊1 **韓圭卨**		（在衡）
9 **閔泳喆**	2 **李鎬俊**	1 **李道宰**	昌寧成氏	**北　人**	杞溪兪氏
全州李氏	安東金氏	全義李氏	1 **成岐運**	驪興閔氏	1 **兪箕煥**
1 **李鑢永**	1 金明圭	1 **李根命**		1 **閔種默**	新安朱氏
＊2 **李鍾健**	2 **金聲根**	韓山李氏	**少　論**		1 朱錫冕
3 **李乾夏**	潘南朴氏	1 **李容稙**	全州李氏	**宗　室**	
＊4 **李敏承**	1 **朴定陽**	光山金氏	＊1 **李鳳儀**	1 **李址鎔**	
5 **李載克**	2 **朴齊純**	1 **金疇鉉**	海平尹氏	（垠鎔）	

（通信院摠辦の閔商鎬を含む）
記號・ゴシックは表３－１に同じ

表４－２　皇帝専制期における協辦等就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	＊1 李漢英	＊1 梁性煥	＊1 南命善k	＊1 嚴俊源	**本貫不明**
驪興閔氏	安東金氏			2 嚴柱益	1 李寅佑
1 **閔泳瓚**	＊1 金禎根	**少論**	**西北人**	慶州李氏	＊2 申泰休
2 **閔丙漢**	坡平尹氏	全州李氏	本貫不明	1 **李裕寅**hk	3 金永準
3 **閔景植**	1 **尹雨植**	1 **李重夏**	＊1 **吉永洙**h	廣州李氏	4 **崔榮夏**
海平尹氏	林川趙氏	全義李氏		1 **李采淵**h	5 徐相龍k
1 **尹吉求**	1 **趙漢國**	＊1 **李教奭**	**中　人**	咸安李氏	6 曹潤承
2 **尹澤榮**	清州韓氏		濟州高氏	1 李基東	7 李鳳來
楊州趙氏	1 韓麟鎬	**南　人**	1 高永喜	密陽朴氏	8 **権鍾奭**h
1 **趙民熙**	綾城具氏	玄風郭氏	川寧玄氏	1 **朴鏞和**	9 姜寅圭
2 **趙重穆**	＊1 具永祖	1 **郭鍾錫**s	1 **玄昔運**	坡平尹氏	
全州李氏	原州元氏			1 尹鎭佑	
1 **李容泰**s	＊1 元禹常k	**北　人**	**分類不明**	仁同張氏	
全義李氏１	南原梁氏	宜寧南氏	寧越嚴氏	1 張華植	

記號・ゴシックは表３－２に同じ

二、合計二〇であり、重複率は老論六二・五％、少論一〇〇％、西北人一〇〇％、中人五〇・〇％、分類不明三七・五％、本貫不明二二・二％、全體五〇・〇％となる。全體の重複率を獨立協會改革運動期におけるそれとは比較すると二一・〇％増であり、大幅に増加したと言うことができる。

(3) 敕任宮內官就任者

敕任宮內官就任者の黨派別姓氏別構成をみると、**表4－3－A**、**表4－3－B**のとおりである。總數が多かったので、老論の部と老論以外の部とに分割した。

敕任宮內官就任者は二九二名であり、その黨派別構成は老論一七二、少論五九、南人一五、北人一四、宗室九、西北人二、中人一、分類不明八、本貫不明八、外國人四[12]である。比率を計算すると、老論五八・九％、少論二〇・二％、南人五・一％、北人四・八％、宗室三・一％である。宮內府特進官就任者總數は二四五名であり、その黨派別構成は老論一五二、少論五七、南人一二、北人一三、宗室六、分類不明四、本貫不明一である。比率を計算すると、老論六二・〇％、少論二三・三％、南人四・九％、北人五・三％、宗室二・四％となる。この時期には宮內府特進官に任命される者が多く、少論・南人・北人からも廣く任命されたことによって、老論の占める比率が以前の時期から低下したのではないかと思われる。

敕任宮內官のうち、大臣・協辦等就任者と重複する者は老論四八、少論六、南人二、北人一、宗室一、西北人二、中人一、分類不明六、本貫不明二、合計六九であり、重複率は老論二七・九％、少論一〇・二％、南人一三・三％、北人七・一％、西北人一〇〇％、中人一〇〇％、分類不明七五・〇％、本貫不明二五・〇％、全體二三・六％である。

敕任宮內官就任者の姓氏別構成をみると、老論の驪興閔氏三〇、老論の安東金氏二〇、老論の全州李氏一七、老論の光山金氏一二、老論の楊州趙氏九というように多くの就任者を出している家門があり、これらの家門の勢力がさかんであったことを示している。

表４－３－Ａ　皇帝専制期における敕任宮內官就任者の黨派別姓氏別構成（老論）

老　論	１金宗漢ｔ	15李宰夏	２**趙東冕**ｔ	１金思轍ｔ	林川趙氏
驪興閔氏	２金商圭ⓣ	16李載亮	３趙東萬ｔ	２金完秀ⓣ	１**趙漢國**ｔ
１閔泳商ⓣ	３金昇圭ⓣ	17李根湘	４**趙東潤**ｔ	３金世基ｔ	２**趙秉鎬**ｔ
２**閔泳煥**ｔ	４金奭鎭ｔ	光山金氏	５趙東完ｔ	４金晩秀ｔ	淸州韓氏
３閔泳奎ｔ	５金德圭ⓣ	１金永壽ⓣ	６趙東協ｔ	坡平尹氏	＊１**韓圭卨**ⓣ
４閔亨植ｔ	６金宗圭ｔ	２金學洙ｔ	靑松沈氏	１尹泰興ｔ	２韓光洙ｔ
５**閔商鎬**	７金炳翊ｔ	３金永穆ｔ	１**沈相薰**ｔ	２尹容植ｔ	海州吳氏
６**閔泳喆**ｔ	８金晳根ｔ	４金在容ｔ	２**沈舜澤**ｔ	３尹泰元ｔ	１吳益泳ｔ
７閔泳徽ｔ	９**金聲根**ｔ	５金永哲ｔ	３沈相萬	４**尹雨植**ⓣ	２吳正根ｔ
（泳駿）	10金嘉鎭ⓣ	６**金疇鉉**ｔ	４沈相璜ｔ	全義李氏	大丘徐氏
８閔泳達ⓣ	11金錫圭ｔ	７金鶴洙ⓣ	５沈相漢ⓣ	１李正魯ｔ	１徐相雨ｔ
９**閔丙奭**ｔ	12金定圭ｔ	８金文鉉ｔ	６沈相翊	２**李根命**ｔ	２徐相祖ｔ
10閔丙承ⓣ	13金鶴鎭ｔ	９金喜洙ⓣ	延日鄭氏	３李根敎ｔ	碧珍李氏
11**閔泳韶**ｔ	14金甲圭ｔ	10金永迪ｔ	１鄭海崙ⓣ	韓山李氏	１李愚冕ｔ
12閔京鎬ｔ	15金炳吉ⓣ	11金永典ｔ	＊２鄭洛鎔ｔ	１李憲稙ⓣ	禮安李氏
13閔泳雨ｔ	16金用圭ⓣ	12金永悳ｔ	＊３鄭周永	２李承純ｔ	１李聖烈
（泳柱）	17金炳玉ⓣ	楊州趙氏	４鄭世源ⓣ	３**李容植**ｔ	東萊鄭氏
14閔泳翊ⓣ	18金容鎭	１趙秉世ｔ	５鄭煥翼ｔ	淸風金氏	１鄭漢朝ｔ
15**閔應植**ｔ	19金德漢ｔ	２**趙秉稷**ｔ	平山申氏	１**金奎弘**ｔ	漆原尹氏
16閔正植ⓣ	20金周淳	３趙臣熙ｔ	１**申箕善**ｔ	２金晩植	１尹尙學ｔ
17**閔丙漢**ｔ	全州李氏	４**趙秉式**ｔ	２申應朝ⓣ	３金裕成ⓣ	慶州崔氏１
18**閔泳瓚**ⓣ	１**李鑢永**ｔ	５趙同熙ｔ	３申泰寬ｔ	延安李氏	１崔益鉉ⓣ
19閔贊鎬ｔ	２李容元ⓣ	６趙秉益ｔ	４申斗善	１**李道宰**ｔ	豐山洪氏
20閔泳璘ｔ	３**李乾夏**ｔ	７**趙重穆**ｔ	５申泰觀ｔ	２李玄翼ⓣ	１洪承穆ｔ
（泳琦）	４**李載克**ｔ	８**趙民熙**ｔ	恩津宋氏	慶州金氏	安東權氏
＊21**閔泳綺**ｔ	５**李載崑**ｔ	９趙英熙ｔ	１宋道淳ｔ	１金翰濟ｔ	１權膺善ｔ
22閔宗植ｔ	＊６**李鍾健**ｔ	海平尹氏	２宋鍾億ｔ	２金台濟ｔ	竹山安氏
23閔泳敦ｔ	７李容善ｔ	１尹用求ｔ	３宋秉瓚ⓣ	潘南朴氏	１安志承ｔ
24閔泳璇	８李冕相ｔ	２**尹容善**ｔ	４宋敏洙	１**朴定陽**ⓣ	宜寧南氏
25閔泳國ｔ	＊９李鍾承ｔ	３**尹定求**ｔ	５宋秉璿ｔ	２**朴齊純**	１南廷哲ｔ
26**閔致憲**ｔ	10李載德ｔ	４**尹吉求**ｔ	牛峰李氏	南原尹氏	昌寧成氏
27閔衡植ｔ	11**李容泰**ｔ	５尹宇善ｔ	１李鎬翼ｔ	１尹昌燮ⓣ	１**成岐運**ｔ
28**閔景植**ｔ	＊12**李根澤**	６尹德榮ｔ	２**李鎬俊**ⓣ	２尹秉綬ⓣ	昌原黃氏
29**閔斗鎬**	（根瀯）	７**尹澤榮**	３李完用ⓣ	南陽洪氏	１黃耆淵ⓣ
30閔泳肅	＊13**李敏承**ｔ	豐壤趙氏	４李鎬性ｔ	１洪淳馨ｔ	
安東金氏	14李容直ⓣ	１**趙鼎九**	延安金氏	２洪鍾榮ⓣ	

記號・ゴシックは表１－３に同じ

表４－３－Ｂ　皇帝専制期における敕任宮内官就任者の黨派別姓氏別構成（老論以外）

少　論
慶州李氏
1 李胄榮 t
2 李敎榮ⓣ
3 李裕承 t
4 李輔榮 t
5 李鍾弼ⓣ
6 李相卨ⓣ
7 李圭桓
豐壤趙氏
1 趙秉弼 t
2 趙熙一 t
3 趙秉聖ⓣ
4 趙秉翊 t
5 趙秉承 t
6 趙用夏 t
全義李氏
1 李僖魯ⓣ
＊2 李敎獻ⓣ
3 李茂魯ⓣ
＊4 **李敎奭**ⓣ
＊5 李敎昌ⓣ
全州李氏
1 **李重夏** t
2 李起鎬 t
＊3 李奎遠 t
＊4 **李鳳儀** t
5 李敬夏ⓣ
東萊鄭氏
1 鄭寅昇 t
2 鄭範朝ⓣ
3 鄭冑朝ⓣ
4 鄭寅學ⓣ
坡平尹氏
1 尹成鎭 t
2 尹相衍 t
3 尹鍾永ⓣ
4 尹　璱 t
大丘徐氏
1 **徐正淳** t
2 徐公淳ⓣ
3 徐相隣ⓣ
4 徐臣輔 t
潘南朴氏
1 朴箕陽 t
2 朴齊斌 t
3 朴齊璟 t
海平尹氏
＊1 **尹雄烈** t
2 尹達榮 t
3 尹忠求 t
延安李氏
1 李淳翼 t
2 李命宰 t
龍仁李氏
1 李源逸 t
2 李冕榮 t
慶州金氏
1 金喆熙 t
2 金奎熙
高靈朴氏
1 朴鳳彬ⓣ
2 朴永斗ⓣ
昌寧成氏
1 成大永 t
2 成健鎬ⓣ
富平李氏
1 李軒卿 t
溫陽鄭氏
1 鄭日永 t
豐山洪氏
1 洪承憲 t
平山申氏
1 申　檀 t
楊州趙氏
1 **趙定熙** t
海州吳氏
1 吳長善ⓣ
羅州林氏
1 林永相 t
羅州盧氏
1 盧泳敬 t

南　人
延安李氏
1 李萬敎ⓣ
2 李源珪ⓣ
3 李炳觀
漢陽趙氏
1 趙鍾弼 t
2 趙命敎 t
仁同張氏
1 張錫龍 t
2 張承遠
全州李氏
1 李根秀 t
韓山李氏
1 李南珪ⓣ
晉州鄭氏
1 鄭佑默 t
草溪鄭氏
1 鄭顯英 t
清州韓氏
1 **韓耆東**ⓣ
晉州姜氏
1 姜友馨 t
押海丁氏
1 丁浚敎 t
玄風郭氏
1 **郭鍾錫**

北　人
全州李氏
1 李勝宇ⓣ
2 李寅轍 t
坡平尹氏
1 尹祖榮ⓣ
2 尹起元ⓣ
驪興閔氏
1 **閔種默** t
2 閔哲勳ⓣ
寧越嚴氏
1 嚴世永
2 嚴柱漢ⓣ
廣州李氏
1 李承載ⓣ
密陽朴氏
1 朴容大 t
高靈申氏
1 申獻求ⓣ
晉州姜氏
1 姜　贊ⓣ
豐川任氏
＊1 任商準ⓣ
宜寧南氏
1 南奎熙 t

宗　室
1 李載純 t
2 李載完 t
3 李昇應
4 **李址鎔** t
（垠鎔）
5 李載現 t
6 李載覺 t
7 李洛應
8 李載星ⓣ
9 李完鎔

西北人
本貫不明
1 **李容翊**
＊2 **吉永洙**

中人
川寧玄氏
1 **玄昔運**

分類不明
慶州李氏
1 **李夏榮**ⓣ
2 **李裕寅** t
全州李氏
1 李冕宙
廣州李氏
1 **李采淵**ⓣ
密陽朴氏
1 **朴鏞和**
安東權氏
1 **權在衡**
清州韓氏
1 韓聖根ⓣ
杞溪兪氏
1 **兪箕煥**

本貫不明
1 **崔栄夏** t
2 李寅榮
3 李秀敦
4 李鍾律
5 **権鍾奭**
6 玄尙健
7 李明翔
8 李圭復

外國人
1 大三輪
長兵衛
2 盧飛鳧
3 大江　卓
4 加藤增雄

二重波線は宮内府内大臣、他の記號・ゴシックは表４－３－Ａに同じ

表４－４　皇帝専制期における元帥府局長就任者の黨派別姓氏別構成

老　論	延日鄭氏	＊１具永祖	**少　論**	**西北人**	＊１嚴俊源
驪興閔氏	＊１鄭騏澤	延安李氏	全州李氏	本貫不明	新安朱氏
１閔泳煥	豐壤趙氏	１李道宰△	＊１李鳳儀	１李容翊	１朱錫冕
２閔丙奭	１趙東潤	潘南朴氏	海平尹氏		
３閔泳喆	青松沈氏	１朴齊純△	＊１尹雄烈	**分類不明**	**本貫不明**
４閔泳徽	１沈相薫	平山申氏		安東權氏	１李學均
全州李氏	水原白氏	１申箕善△	**宗　室**	１權重顯	２金永準
＊１李鍾健	＊１白性基		１李址鎔	（在衡）	
＊２李根澤	綾城具氏			寧越嚴氏	

△は署理就任者

(4)　元帥府局長（局摠長）就任者

元帥府局長（局摠長）就任者の黨派別姓氏別構成を示すと、**表４－４**のとおりである。

元帥府局長（局摠長）就任者總數は二三名であり、その黨派別構成は老論一四、少論二、宗室一、西北人一、分類不明三、本貫不明二である。比率を計算すると、老論六〇・九％、少論八・七％、宗室四・三％である。

老論の比率が六〇％臺であり、老論の驪興閔氏が四名で最多であることは、同時期における議政就任者、敕任宮內官就任者の黨派別姓氏別構成と符合するものである。他方では、西北人・分類不明・本貫不明が合計六名に達していることは無視できない點である。

おわりに

以上に檢討してきたことを整理すると、次のような點を指摘できる。

(1)　閔氏政權期に優位を占めていた老論、老論の驪興閔氏などの有力家門の勢力は、甲午改革期には政府上層部では減退したが、宮內府の上層に大きな勢力を維持した。政府上層部で老論の勢力が閔氏政權後半期の水準に達し、超えるのは獨立協會改革運動期である。獨立協會改革運動期には、宮內府の上層部では老論が引き續いて優位を占め、老論の驪興閔氏等の有力家門の勢力は完全に復活した狀態となった。

(2) 皇帝専制期になると、大臣就任者における老論の勢力は大きくなったが、協辦等就任者については甲午改革期を下回り、敕任宮内官就任者における比率も五〇％臺に低下した。この相反する事象をどのように理解するのか、五の(2)(3)において私見を示してみたが、皇帝の支持基盤づくりとの關係に着目して、政治過程の分析に進むことによって、さらに深く検討することが必要であると考える。

(3) 大臣・協辦等就任者と敕任宮内官の重複率について検討した結果、二つのことを結論することができる。①敕任宮内官就任者のうち、大臣・協辦就任者と重複する者の比率は、二七・六％（甲午改革期）→一三・〇％（露館播遷期）→三〇・六％（獨立協會改革運動期）→二三・六％（皇帝専制期）と推移している。これは敕任宮内官就任者のうちの七〇～八〇％は、敕任宮内官のみに就任したことを意味する。このことを、宮中と政府との分離がともかく實現しているとみることもできようが、宮内府に多數の敕任官がおかれ、そこにポストを確保できる者が多かったということが、その主たる側面であったと考える。②大臣就任者のうち敕任宮内官との重複者は、右の四つの時期に三五・五％→五〇・〇％→七五・〇％→九〇・七％と推移した。そのうち老論の大臣就任者の重複率についてみると、三八・一％→四六・七％→九三・五％→九〇・五％と推移している。このことから、政府の中樞である大臣は、敕任宮内官との閒を行き來している率が、獨立協會改革運動期以降に高くなること、老論の場合にそれがとくに顯著であることが分かる。これがこの時期を通じて、ことに獨立協會改革運動期以降における大臣人事の特徵であったということができよう。

「甲午改革期以後」と稱しながら、人事に關するデータの收集・分析に要する時閒の關係から、本稿では日露戰爭直前の時期までに検討を限定せざるをえなかった。日露戰爭期から「韓國併合」に至る時期の朝鮮における權力構造の變遷について検討をおこない、今回検討したことと關連づけて把握することが、殘された課題である。

註

（1）朝鮮で太陽暦が使用されるのは一八九六年からであり、本稿の對象とする時期からであるが、接續の便宜上、大院君政權期、閔氏政權期についても陽暦に換算して表示した。

（2）拙稿「大院君政權の權力構造――政權上層部の構成に關する分析――」（『東洋史研究』第四九巻第二號、一九九〇年九月）。

（3）拙稿「閔氏政權前半期の權力構造――政權上層部の構成に關する分析――」（武田幸男編『朝鮮社會の史的展開と東アジア』山川出版社、一九九七年四月）、拙稿「閔氏政權後半期の權力構造――政權上層部の構成に關する分析――」（『朝鮮文化研究』第二號、東京大學文學部朝鮮文化研究室、一九九五年三月。以下、拙稿「閔氏政權後半期」と略す）。

（4）拙稿「閔氏政權後半期」一〇四～〇五頁。

（5）一八九七年一〇月に大君主の高宗は皇帝に即位し、國號を大韓と改めた。

（6）漢城府判尹は、一八九四年九月一二日に廢止されるまでは正二品相當で、六曹の長官である判書と同格であったから、復設された判尹は格下げということになる。なお、同年七月二七日から八～九月までの判書・判尹被任命者の構成についても言及すべきではあるが、當時の政權の構成については、軍國機務處構成員、議政府・八衙門の大臣・協辦等の構成について分析することによって果たせるので、本稿では省略する。

（7）本稿の扱う時期における敕任宮内官の主なものを列擧すると、次のとおりである。

宮内府大臣・協辦、宮内府特進官、會計院長（のち會計院卿）、侍從院卿、侍從院扈衛總管、掌禮院卿、掌禮院少卿、宗正院卿、太醫院都提調、太醫院卿、内藏院長（のち内藏院卿）、内藏院監督（一九〇三年九月設置）、侍從院祕書監中丞、祕書院卿、貴族院卿（一八九七年一二月設置）、濟用院長、奎章院卿、奎章閣學士、弘文館太學士、弘文館學士、弘文館侍講、宗廟署提調、社稷署提調、景孝殿提調、永禧殿提調、景慕宮提調、洪陵提調、奉常司都提調、奉常司提調、典膳司提調（一九〇〇年六月設置）、尙衣司提調（一九〇一年一一月設置）、敎坊司提調（一九〇二年四月設置）、王太子宮侍講院詹事（一八九七年一一月から侍講院詹事。ただし、一八九六年一月から九七年三月までは奏任官）、王太后宮大夫（一八九七年一二月から明憲太后宮大夫）、王后宮大夫、英親王府總辦（一九〇二年三月設置）、警衛院總管、水輪院總裁・副總裁・監督（一九〇二年四月設置）、平式院總裁・副總裁（一九〇二年七月設置）、管理署管理（一九〇二年四月設置）、鐵道院總裁・副總裁・監督（一九〇〇年四月設置）、西北鐵道局總裁・監督・長（一九〇〇年九月、内藏院の下に設置）、領敦寧院事・判敦寧院事・知敦寧院事・同知敦寧院事（一九〇〇年一二月設置）、禮式院長・副長（一九〇〇年一二月設置）、綏民院總裁（一九〇二年一一月設置）、博文院長（一九〇三年一

月設置）、宮內府內大臣（一八九九年六月設置。御璽・國璽を保管し、皇帝を輔弼する）。

（8）『舊韓國官報』（亞細亞文化社、一九七四年）一～一三册による。

（9）前掲拙稿「閔氏政權後半期」一〇六頁。

（10）開國五〇四年五月一日附發布、宮內府布達第二號（『官報』開國五〇四年閏五月二日［一八九五年六月二四日］附）。

（11）前掲拙稿「閔氏政權後半期」一三五頁の**表2**。

（12）外國人は單に敕任とされ、官等は附されていない。大江卓は水輪院監督・副摠裁、加藤增雄は水輪院副摠裁、大三輪長兵衞は鐵道院監督、盧飛鳧（G. Lefèvre）は西北鐵道局監督に就任した。一九〇三年一〇月に歐米文獻の翻譯を管掌する博文院に敕任待遇贊議が置かれ、五名の外國人が任命されたが、これは敕任待遇なので、表からは省いた。五名は擄來物理（Tremoulet）、馬太乙（Emile Martel）、戴日匡（原語表記不明）、佛耶安（J. Bolljahn）、佛巖敦（G. R. Frampton）である。

positively to Zheng Guanying's suggestion either, while denying Zheng their possible collaboration with France. There were several concerns behind these responses. Considering the economic benefits from thriving trade with China and the existence of a large number of Chinese communities in Siam, forceful measures as proposed by France might be a source of future trouble. Therefore, it would not be acceptable for Siam, even though its relations with Qing China were strained over the question of the renewal of tribute. Moreover, Siam also feared that its relation with Vietnam, which had just been restored, would also be in trouble again and result in the deterioration of security and order in border areas between Siam and Vietnam. Likewise, Siam, despite a firm determination not to send tribute to China again and thus had started to build up defense against a possible request of tribute from China by force, had to avoid an open refusal of the request for tribute from Qing China in order not to provoke China and Chinese communities in Siam. Therefore, instead, they responded to China's request for tribute by stressing the friendly relations between the two. Faced with these pressures, Siam also tried to bring out favorable conditions for them by approaching Britain.

Existing studies on Siamese diplomatic relations during the latter half of the nineteenth century and onward have emphasized the colonial threat of Western powers. But Siamese responses to France and China in the mid-1880s, as examined in this article, indicate the significance of the relations with neighboring states in Asia, particularly China, and the necessity of shifting the frame of analysis to place Siamese relations with Asia at its center and those with Western powers within the contexts of Asia.

ON THE STRUCTURE OF POWER IN JOSEON FOLLOWING THE PERIOD OF THE KABO REFORM

KASUYA Ken'ichi

The aim of this article is to elucidate the changes in the power structure in Joseon during the period from the Kabo Reform (July, 1894) to eve of the Russo-Japanese War (February, 1904).

The author has previously examined the power structure of the Taeweongun 大院君 regime and the Min clan 閔氏 regime. The method of analysis involved a

survey of those appointed to bureaucratic offices in the upper levels of the regime, clarifying to which of Four Sects (Sasek Tangp'a 四色黨派) and clans they belonged and calculating the ratios. As a result, the author made clear that within the Taeweongun regime, the ascendancy of Noron 老論, the largest faction, was unshaken, and that in the second half of the Min clan regime (December 1884 to July 1894) the ascendancy of the Noron faction became even stronger, and the power of the Yeohung Min 驪興閔 clan, which was a part of the Noron faction and was associated with the matrilineal side of the royal house, increased dramatically.

In this article I survey appointees to the central government posts of Minister, Vice-Minister, and to the Department of the Imperial Household and analyze their affiliation with factions and clans. As this period was one of major political change, my analysis is based on distinguishing four periods: 1) that of the Kabo Reform, 2) that when the King resided in the Russian legation (February, 1896 to February, 1897), 3) that of the unfolding of the Independent Club's push for reform (February, 1897 to January, 1899), and 4) that of imperial despotism (January 1899 to February 1904). As a result, I have been able to clarify the following points. First, in regard to the Noron, the power of the Noron and influential clans, such as the Yeohung Min, declined within the upper levels of the government following the Kabo Reforms, but they maintained great influence in upper ranks of the Department of the Imperial Household. The power of the Noron in the upper levels of government was restored to the level of the latter half of the Min clan regime after the Independent Club began promoting reform. During that period, the Noron continued to occupy positions of power in the upper levels of the Department of the Imperial Household, and the power of the influential clans in the Noron faction was completely restored. Second, during the period of imperial despotism, the power of the Noron, from which ministerial appointments were made, increased, and the strength of the Noron in the upper levels of the Department of the Imperial Household grew to 50 percent. I believe this is an important factor in considering the foundation that supported imperial despotism.